

個人番号（マイナンバー）による情報連携する事務の追加等について

1 概要

大気汚染医療費助成の事務処理にあたり、新たに情報連携する事務として規定するとともに、省令改正に伴い引用条文を整理するため、以下のとおり条例改正を行う。

2 条例改正について

（1）改正する条例

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

（2）情報連携する事務【改正箇所：別表第2】

東京都の事務処理特例制度により、特別区が認定・交付事務を行う大気汚染医療費助成について、東京都の独自利用事務に規定されることに伴い、庁内連携できる情報として医療保険給付関係情報を規定する。

（3）省令改正に伴う引用条文の整理【改正箇所：別表第3】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」における第157条の第18号で規定する事務が第19号に号ずれしたため、引用箇所を改正する。

3 今後の予定（大気汚染医療費助成）

令和8年6月 個人情報保護委員会への届出

令和9年2月 情報連携開始

第16号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	
(略)				(略)			
8 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により区が処理することとされた大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの		(新設)			
別表第3（第4条関係）				別表第3（第4条関係）			
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
6 教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって令第157条第5号から第17号まで及び第19号に定めるもの	区長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって令第157条	6 教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって令第157条第5号から第18号までに定めるもの	区長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報で

		第5号から第17号まで 及び第19号に定めるもの			あつて令第157条第 5号から第18号まで に定めるもの
--	--	-----------------------------	--	--	------------------------------------

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第3の6の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。